

米国向け海上貨物に関する新規制について

米国国土安全保障省(DHS)は、米国向け海上貨物について、情報提出の新たな義務を11月24日に発表しましたⁱ。海運業者及び輸入者は、「輸入者セキュリティ・ファイリング及び追加キャリア要件」(The Importer Security Filing and Additional Carrier Requirements) 暫定最終規則に基づき、船舶の入国が許可される前に米国税関国境保護局(CBP)に追加データの提出を要求されます。

これは、従前のデータ提出義務に加え、輸入者に10項目のデータ、キャリア(船会社)に2項目のデータの提出を新たに求めることから、いわゆる「10+2ルール」と呼ばれていたものです。

同規則の概要について、同省ファクトシートⁱⁱを基に以下に紹介します。なお、詳細については、2008年11月25日付の米国官報(次のウェブサイト)をご参照願います。

尚、本規制の施行は1月26日から(1年間は罰則無し)となります。

暫定最終規則

<http://edocket.access.gpo.gov/2008/pdf/E8-27048.pdf>

海運業者及び輸入者に対する貨物セキュリティの新要件

要旨

「輸入者セキュリティ・ファイリング及び追加キャリア要件」暫定最終規則は、輸入者及びキャリアに対して、貨物が船舶により米国へ持ち込まれる前に米国税関国境保護局(CBP: Customs and Border Protection)に貨物の追加情報の提出を求めることにより、テロリストの兵器が米国へ持ち込まれることを阻止するためのものである。

この暫定最終規則は、2008年1月2日に公表された規則策定提案公示(NPRM)を踏まえたものである。規則策定過程を通じて、CBPは約200のパブリックコメントを集めて評価し、暫定最終規則に規定されたように提案規則に重要な機能強化を行った。

暫定最終規則に基づき要求されるデータ提出は、CBPが承認した電子データ交換システムの方法によってCBPに送信されなければならない。この情報は、密輸を防ぎ、貨物の安全性と安全保障を確保するため、ハイリスクの出荷を特定するCBPの能力を向上させるものである。

これらの規則は、2006年港湾安全法(Security and Accountability for Every (SAFE) Port Act of 2006)及び、2002年海事保安法(Maritime Transportation Security Act of 2002)により修正された2002年通商法(Trade Act of 2002)の要求を具体的に満たすものである。

キャリア及び輸入者に課せられている現行要件

現在、キャリアは最終寄港地で船に貨物を積む 24 時間前までに貨物情報を事前申告することが義務付けられている。これは、一般的に「24 時間ルール」と呼ばれるものである。現在のところキャリアは、コンテナ状況の通知を CBP へ申告することは義務付けられていない。

現行規制下で記録上の輸入者は、入国情報を米国通関港到着後 15 日以内に CBP へ申告することが義務付けられている。これに加え、製品入国から 10 事業日以内に製品入国概要情報を申告しなければならない。現在のところ輸入者が貨物情報を CBP へ事前申告することは義務付けられていない。

新要件

キャリアの要件

24 時間ルールによってキャリアに課せられている現行要件に加え、米国向けの運送コンテナに関する一定状況下において、キャリアが船舶載貨計画及びコンテナ状況通知を申告することが暫定最終規則によって義務付けられている。

- **船舶載貨計画 (Vessel Stow Plan):** キャリアは船舶載貨計画を、米国入港前の最終寄港地から出港後 48 時間以内に CBP が受領するよう、積荷目録自動システム (AMS: Automated Manifest system) すなわち保護ファイル転送プロトコル又は E メールによって申告しなければならない。48 時間以内の航海に関しては、米国内における最初の港に船舶が到着する以前に、CBP が情報を受領しなければならないものとされている。船舶載貨計画には船名、船舶運営者及び航海番号を含むものとする。各コンテナに関しては、船舶載貨計画にコンテナ運用者及び装備番号、装備サイズと種類、載貨位置、危険物コード、船積み港及び陸揚げ港を含むものとする。
- **コンテナ状況通知 (CSM: Container Status Messages):** 米国に向けて船舶輸送されている船積み貨物全てを対象として、特定の事象に関するコンテナ状況通知 (CSM) を CBP へ日報しなければならない。キャリアが当該事象を報告する追跡システムにおいて CSM を作成又は収集する場合、キャリアは、事象が発生した時に CSM を提出しなければならない。各コンテナ状況通知には以下を含むものとする。報告事象コード、コンテナ番号、報告事象の日付時刻、コンテナ状態 (空又は満載)、事象発生場所、及び当該コンテナが一定船舶と関連している場合には当該通知に関連する船舶識別表示。この報告は、キャリアの装置追跡システムに通知が入力されてから 24 時間以内に行うなければならないものである。

輸入者の要件

当該暫定最終規則は、米国入国及び外国貿易地域 (FTZ) への出荷が予定されている製品からなる船積みについて、同規則に定義されている輸入者セキュリティ・ファイリング (ISF: Importer Security Filing) 輸入者又はその代理人が、貨物が米国向け船舶に積み込まれる通常24時間前までにデータ8項目を申告することを義務付けている。当該データ項目は次のものを含む。

- 販売者
- 購入者
- 記録上の輸入者番号と FTZ 申請者識別番号
- 荷受人番号
- 製造者 (又はサプライヤー)
- 送り先
- 原産国
- 貨物の HTSUS (Harmonized Tariff Schedule of the United States) 番号

当該規則は、上記項目のうち4項目の申告に関し柔軟性を有している。単一通知による一括申告に取って代わり、輸入者は以下の各項目に関し別々に通知することができる。製造者 (又はサプライヤー)、送り先、原産国、及び、貨物の HTSUS 番号。ISF は、より厳密又は正確なデータが入手された時点で、米国港に船が到着する最低 24 時間前までに更新されなければならない。

ISF には、できる限り早い時期に申告されなければならないデータが2項目あり、これは米国港に船が到着する最低 24 時間前に申告されなければならない。当該データ項目は次の通りである。

- コンテナ詰め込み場所
- 混載業者

さらに、当該規則は、米国港において全く積み降ろしされない外国貨物 (FROB) 及び、即時輸出 (IE) 又は保税貨物の輸送・輸出 (T&E) として免税扱いで輸送される予定となっている製品のみからなる積荷に関する ISF には5項目を含むことを義務付けている。IE 及び T&E の積荷の ISF は、米国向け船舶に貨物が積まれる最低 24 時間前までに申告されなければならない。FROB の積荷の ISF は積み込み前に随時申告されなければならない。FROB、IE 及び T&E の積荷について申告しなければならない5項目のデータは以下の通りである。

- 予約者
- 外国の積み降ろし港
- 引き渡し場所
- 送り先
- 貨物の HTSUS 番号

構造的審査と柔軟性を持った施行期間

CBP は、規則案にいくつかの大きな変更を加えており、これは一般及び利害関係者からの意見に基づいたものである。暫定最終規則には当該規制が施行されてから 12 ヶ月間の猶予期間が含まれている。この 12 ヶ月の期間中、CBP は当該規則の適用を制限する予定となっている。CBP は、輸入者が誠意的に努力をし、規則準拠に向けた十分な進歩を示す限りにおいて、輸入者が規則準拠に際して直面する問題を考慮する意向である。

これに加えて CBP は、輸入者と船荷主が船積み 24 時間前に 10 項目全てを申告するに当たって経験する可能性がある具体的な準拠の困難性を特定するために審査をする意向である。体系的な審査には小規模から大規模にわたる企業を対象とし、統合及び非統合の双方のサプライチェーンを含める予定としている。

コメント期間及び施行日

「輸入者セキュリティ・ファイリング及び追加キャリア要件」に関する暫定最終規則は、米国官報での公布（11 月 25 日）の 60 日後に施行されるものである。CBP はいくらかの柔軟性を持たせている 6 項目と規制評価及び最終規制柔軟性分析（Regulatory Assessment and Final Regulatory Flexibility Analysis）の改訂版に関する書面コメントを募っている。コメントは、構造的審査の情報収集期間の最終日である 2009 年 6 月 1 日又はそれ以前に受領されなければならない。

構造的審査及びパブリックコメント募集期間中に収集された情報を基に、CBP は、柔軟性を持たせる項目の分析を実施する予定である。この分析は、いろいろな産業分野における準拠費用、柔軟性の実施効果、船積み 24 時間以前にデータ項目を申告することに対する障害、及び、データ収集のメリットに関して検討するものである。分析結果に基づき、国土安全保障省（DHS）がこれらの規制を廃止、改訂、又は維持することを決定するものである。

詳細については、CBP の次のウェブサイト参照されたい。また、質問については、次のメールアドレスに問い合わせることができる。

CBP ウェブサイト：www.cbp.gov

問合せ先：Security_Filing_General@cbp.dhs.gov

ⁱ http://www.dhs.gov/xnews/releases/pr_1227546762516.shtm

ⁱⁱ http://www.dhs.gov/xnews/releases/pr_1227548591399.shtm